



平成30年3月

各 位

法務省民事局参事官室

民法（債権法）改正に関する広報用資料の送付について

平素から多大なる御理解と御協力をいただき、厚く御礼を申し上げます。

今般、「民法の一部を改正する法律」（平成29年法律第44号）が公布され、平成32年4月1日から施行されることとなりましたので、その周知・広報のためのポスターと2種類のパンフレットを作成しました。

この法律では、民法のうち契約等に関する最も基本的なルールが定められている部分について、民法制定以来約120年間の社会経済の変化への対応を図るために実質的にルールを変更する改正を行うとともに、現在の裁判や取引の実務で通用している基本的なルールを法律の条文上も明確にし、読み取りやすくする改正を行っています。今回作成したポスター・パンフレットは、この法律の施行期日や主な改正内容についてお知らせするものです。

国民の皆様に関わりのあるものであることから、法務省では、引き続き関係者の皆様方の御協力を得ながら、様々な場所や機会を通じて、ポスター・パンフレットの設置等により、国民の皆様にも効果的な周知・広報を進めてまいりたいと考えております。

つきましては、その趣旨を御理解いただき、御協力をいただきたく、ポスターと2種類のパンフレットを送付させていただきますので、御協力を賜りますようお願いいたします。

なお、法務省ホームページ（[http://www.moj.go.jp/MINJI/minji06\\_001070000.html](http://www.moj.go.jp/MINJI/minji06_001070000.html)）には、ポスター・パンフレットのPDFデータを掲載しているほか、そのほかにも詳しい改正内容を説明した資料を掲載しておりますので、併せて御活用いただけますと幸いです。

連絡先

法務省民事局参事官室 岡田

TEL 03-3580-4111（代表）

（内線 5967）

E-mail y.okada.68f@i.moj.go.jp